

2 申請すると届くのが・・・『個人番号カード』です

＜個人番号カードの現物イメージ＞



表面(案)

裏面(案)

さしそめて必要
な方以外は、急い
で申請する必要は
ありません。

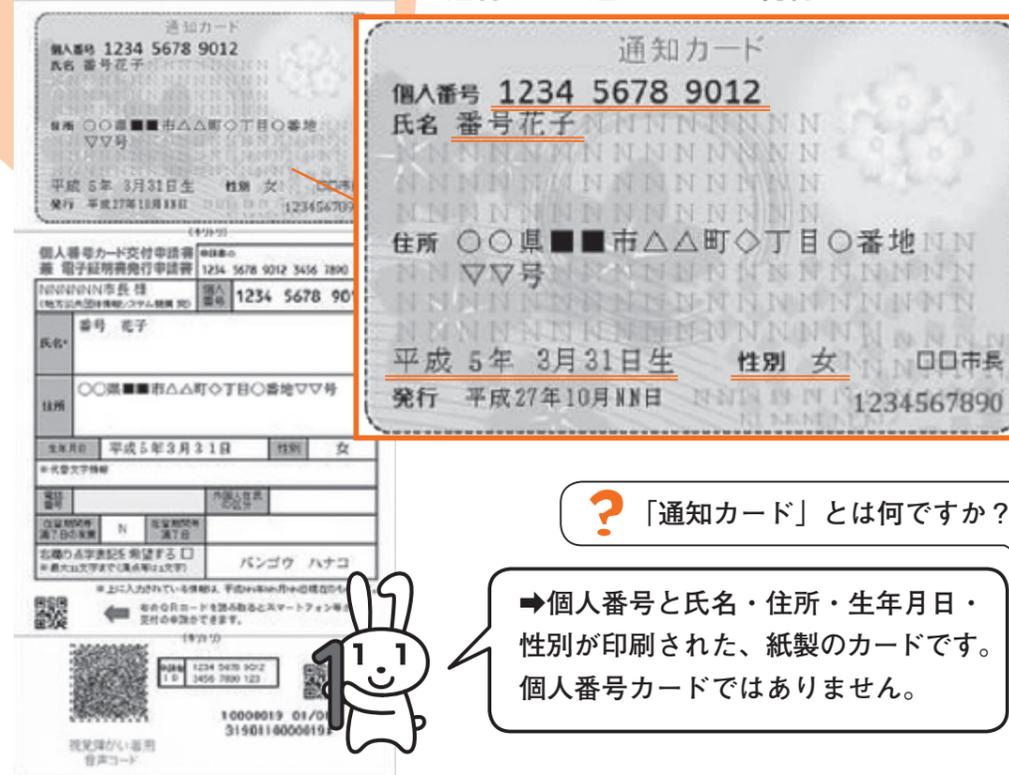


マイナンバー制度の
2つのカードについて
お知らせします！

マイナちゃん

1 最初に届くのは・・・『通知カード』です

＜送付される通知カードの現物イメージ＞



「通知カード」とは何ですか？

→個人番号と氏名・住所・生年月日・性別が印刷された、紙製のカードです。個人番号カードではありません。

「通知カード」で何ができるのですか？

→公的機関窓口・勤務先などで、個人番号の提示を求められるようになります。この際に通知カードがあるとスムーズに番号を確認することができます（運転免許などの身分証明書 + 通知カード）。



※初回の発行は無料ですが、再発行は有料になる予定です。
※送付される現物のカード部分だけ切り取ると上のようなカードの形になります。
※切り取り後のカード以外の紙は「個人番号カード」の申請書になります。
※**個人番号はとても大切な情報です。勤め先や行政機関・金融機関など以外には絶対に他人へ伝えないようにしてください。**

「個人番号カード」とは何ですか？

→当面は身分証明や行政手続きの際の個人番号を確認するためのものとして使用されます。

「個人番号カード」はどのように取得できますか？

→10月以降に簡易書留で届く「通知カード」に同封の「個人番号カード交付申請書」に①顔写真を貼り、②本人確認できる書類を持って③飯野出張所へ来庁し申請してください。※混み合う場合もございますので時間に余裕を持ってお越しください。

(申請受付場所のご案内)

福島市に避難されている方 → 飯野出張所

福島市以外に避難されている方 → 飯野出張所もしくは避難先市町村の住民課窓口

※出来上がったカードは郵送いたします。

※村では通知カードに同封している返信用封筒をつかった郵送申請は受け付けておりません。

誤って郵送での申請をした場合、カード交付時必ず飯野出張所に本人確認できる書類を持って、来庁してもらうようになりますので、ご注意願います。



『個人番号カード』は申請すれば来年1月から交付作業が始まりますが必ずしも『個人番号カード』がないと行政手続きに支障をきたすものではありません。『通知カード』で十分OKなのです。ですから、

- 通知カードは大切に保管してください
- 個人番号カードは、急いで申請する必要はありません

この2点に注意していただきますよう、よろしくお願います。

マイナちゃんから
2つのカード
に関するお知らせ

10・11・12月広報では「マイナンバー特集」を掲載し、3回にわたってマイナンバー制度を解説します。今回は『通知カード』『個人番号カード』について、マイナンバー制度のマスコット【マイナちゃん】が解説します。

教えて！
マイナンバー制度
10月号の巻

